

第2回 西宮市学校給食審議会 会議録

日 時	平成31年3月11日(月) 午前10時05分～午前11時48分		会 場	西宮市役所 江上庁舎 3階会議室
出 席 委 員	◎浦上 拓也 ○高橋 享子 片野 文夫 齊田 浩一 西脇 享子 松本 祐子 中西 淳子 (◎は会長、○は副会長)		事務局 職 員	大和 一哉 教育次長 佐々木 理 学校教育部長 因幡 成人 学校給食課長 守屋 貴幸 学校給食課係長 井上 昌一 学校給食課係長 吉田 吏 学校給食課副主査
欠 席 委 員	なし		事務局	なし
議 題	1. 開 会 2. 議 題 3. その他連絡事項 4. 閉 会			
署名委員	会長	片野委員	松本委員	

事務局 会長	<p>皆様、おはようございます。定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまより始めさせていただきます。</p> <p>本日は御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから平成30年度の第2回西宮市学校給食審議会を開会いたします。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>それでは議事を進めてまいります。本日は12時まで予定しておりますので、会の進行に、御協力をよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず議事録署名者を決めさせていただきます。本日の署名者は片野委員と松本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。議事録署名者、よろしいですか。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは傍聴について事務局からお願ひします。</p>
事務局 会長	<p>本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>それでは早速、議事に入っております。議事(1)報告事項のア.平成31年度当初予算について事務局から説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは平成31年度当初予算について御説明いたします。</p> <p>資料1を御覧ください。3ページに渡って記載しております。平成31年度予算要求資料ということで、この3月の市議会で可決されまして、予算が確定するということとなりますが、現在、私どもが要求しております予算について、増減額の大きいものを中心に、簡単に御説明をさせていただきます。また、1,000円単位は切り捨てて御説明させていただきます。</p> <p>まず、教育委員会の所管分の歳出予算でございますが、前年度より、27億1,846万円のプラスになっております。これにつきましては、香櫨園小学校の校舎増改築工事などを実施することによるものでございます。</p> <p>それから、調理員の人件費が892万円減となっていることにつきましては、正規職員の退職や嘱託職員の採用に伴うものでございます。</p> <p>続きまして、給食管理運営事業でございます。こちらにつきましては、歳出を御説明申し上げます。</p> <p>まず、2ページ2行目の、11-02消耗品費でございますが、121万円の減となっております。これは児童生徒用の給食食器の購入数の減によるものでございます。14使用料及び賃借料でございますが、80万円の減となっており、給食費徴収システム及び調達システムのサーバー等の借上げ契約の入札を行ったことによる減でございます。</p> <p>次に、18備品購入費につきましては、365万円増をしております。これは、年度により、備品交換の実施内容が異なるため、増となっております。</p> <p>給食管理運営事業につきましては、以上でございます。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。</p> <p>予算事業、給食物資購入事業でございますが、特定財源の歳入、給食費負担金収入が、約1億円減となっております。これは、4月から5月にかけての10連休等による給食実施予定回</p>

	<p>数が減ること及び児童生徒数が減少することによるものでございます。</p> <p>次に、歳出ですが、11-05食糧費が1億414万円減になっておりますが、これは歳入の理由と同様でございます。13委託料につきましては229万円増となっております。この予算は、給食物資の配送に係る委託料となっております。来年度、西宮養護学校の建替え工事に伴いまして、8月に旧尼崎養護学校跡地に仮移転することから、配送経費が増したものでございます。</p> <p>給食物資購入事業につきましては、歳入・歳出予算が同額となっております。</p> <p>予算事業、給食施設設備整備事業でございますが、10万円の増となっております。</p> <p>13委託料につきましては154万円の減となっており、これは空調設備整備工事の設計工数を1校減らしたことによるものでございます。15工事請負費が279万円減となっていることにつきましては、委託料と同様に、空調整備校数を1校減らしたことが、主な理由でございます。18備品購入費につきましては、年度により更新する備品が変わることから、443万円の増となっております。ざっと要点のみの御説明で申し訳ございません。</p> <p>現在の予算要求につきましては、以上でございます。</p>
会長	<p>それではただいまの御説明について、何か御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、私からよろしいですか。1ページの調理員さん、人件費ですけれども、正規職員さんの退職に伴い、嘱託職員さんの採用、これは、以前説明いただきましたように、順次、正規職員から嘱託職員への切りかえということで、最終的には、嘱託職員さんで全部回すというほうか、あるいは各校一人ずつ正規職員さんを配置でした、どちらでしたっけ。</p> <p>基本方針を整理するときには、嘱託職員を活用した体制で整理はしておったところですが、ただ、嘱託職員の、少し任用制度が変わるといようなことも、教育人事課から聞いております。例えばその費用ですね、人件費が、要は嘱託のほうが本当に安ければ、そういう形にはなっていくとは思いますが、そこでどこかで正規のほうが、その嘱託よりもという一定の同じ割合になったときには、全く正規がゼロになるというようなことが、ちょっと状況としては、まだ先を見ながら考えていくというようなことで、現状はなっております。</p>
会長	<p>済みません、今の話だと、その人件費についてですけれども、例えば事業の持続可能性ということを考えると、正規職員さんのほうが、給食事業を実施する上で、より確実に実施できるという判断は、そこには入ってないですか。単なる人件費について、そんなに変わらなければという話ですか。</p>
事務局	<p>嘱託職員であっても、現状すぐに嘱託にかわるということではありませんので、正規が減っていくところに、嘱託がかわっていくということで、そういう給食のノウハウというのは十分に引き継いでいけるという流れの中で考えているところではあります。今、説明させていただいたように、少し制度が変わるといようなことも聞いておりまして、正規がこのままゼロになるかと言うと、そういう状況を踏まえて考えていくことになると思います。</p>
会長	<p>つまり、嘱託職員さんの任用制度が変わると、人件費も当然、それに伴って上がるので、大してその正規の方とそう変わらないならば、正規の職員さんを、そのまま不足の場合に補充していく。</p>

事務局	そうですね。無理やり、そこを囑託に変えるということではなくて、状況を見ながら、正規が活用できるのであればというところは考えていると思います。
会長	いずれにしても、正規のほうは待遇面では囑託さんよりは当然いいわけなので、そこが正規さんの補充を可能になるということであれば、正規職員さんを補充していくという流れになるという理解でいいですか。
事務局	そうですね。一定、その新規で正規職員を、今、雇い入れるということが、今の中では、一旦、そういうことはしませんよというようなことの状況になっているところではあります。ただ、効率的な観点から様々な状況を見ることで、今後、検討する余地はあると思います。
会長	なるほどなるほど。ぜひその方向に向かっていただきたいんですけども、我々が最初に、以前、お聞きしていた内容とは、やっぱり変わっていくところですので、その変わっていくところを随時、ちゃんと審議会で情報共有させていただければと思うんですけども。はい、ありがとうございます。
事務局	それと、先ほど3ページの上のところ、10連休で食数が減少、もちろん少子化で食数が減少ということなんですけれども、済みません、我々大学では、10連休があったとしても、講義の日数は変わらないんですけども、この10連休の影響によって、やっぱりその授業日数といいますか、そういったものは減少になるということなんです。その小学校のほうは、授業数自体は少しやっぱり少なくなるだろうというふうには思います。ただ、教育課程編成上、授業時数が確保できるように、当初予定を余裕をもって組んでいっておりますので、年間トータルして、学習指導要領に定められた内容については、十分クリアーできるようなにはなっております。
会長	若干、その10連休によって、給食の回数は少しは減るけれども、教育課程上、子供たちが受けるべき授業、時間数といいますか、そういったものは特に変更はないと。
事務局	それはもう、シミュレーションをして確認をしているところです。
会長	なるほど、ありがとうございます。
副会長	そうですね、あとは特にないということです。何かほかに。はい、どうぞ。
事務局	予算事業の給食施設設備整備事業のところなんです、これ空調だとか、あるいは回転釜とか、ちょっとこのあたりのところは、よくわからなかったんですけども、マイナスになっているということは、それを減らすというか、当初の予定よりも減らされたというふうな形なのでしょうか。
副会長	30年度と31年度の要求額を見ていただければ、わかると思いますが、実際はそれ程減っていません。ただ、限られた予算の中で、いろいろなことをやっていくに当たり、交換を要する備品が年度によって違いますので、多い年度もあれば、少ない交換年度もまずあり、毎年、増減が出てしまうというところが、1点です。
事務局	あと、空調整備につきましては、5校を計画して行っていくということで、お話しをしていたところですが、実際、設計をしてみますと、思った以上の金額になっているということと、夏休み1カ月の中で行っていくというのが、スケジュール的にも困難というようなところもありまして、4校の計上となっております。
副会長	予算を、早くその空調のところも、環境整備というのと、それから器具類も老朽化している

<p>会長 事務局</p>	<p>ものでつくるよりは、新しい整備にされたもので安全でなければいけないと思いますので、これが余裕があれば、一つでも増やしたいところを、時間の問題で減らすっていうのでしたら、また何か、業者さんをもう一つ増やすとか、できるだけ調整はさせていただいて、一日も早く、環境整備を整えていただくのが、いいのではないかなと思いました。</p> <p>市の教育委員会様の都合もありますので、そのあたりは、それ以上のことは言えないのですが、早く整備していただきたいというのは、あります。</p> <p>4校が5校になることはないんですか、もう。</p> <p>5校、組めるように考えてはいくのですが、その中で、今、おっしゃいますように、その備品交換っていうようなところが、年度によって、すごく少ない年度がありましたら、何とかもう一校、組み込めるかいうことを、工事期間を含め技師等と相談しながら、組めるのであれば入れていくようなことは考えております。</p> <p>ただ、5校をやめたというわけではなくて、5校を目標にはしておりますが、来年度については、4校で行っていくというようなことでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そのほか何か、御質問。はい、どうぞ。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>先ほど会長がおっしゃった、その嘱託調理員さんと正規職員さんとのということ。今、現在、学校数、正規さんの人数ってどんなもんなんですかね。</p> <p>予算上の考え方ですが、72名の正規職員が、来年度は67名というようなことで、教育人事課から聞いております。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>ということは、学校に1名ないし2名いるぐらいですかね。</p> <p>そうですね。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>2名だとかは、余りないというところですね。ほぼ1名。</p> <p>全校で61校ございますので、基本的には、まずそこが割り当てられますので、プラス5、6名程度がつくという形ですね。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>言い方は難しいんですけども、正規さんと嘱託さんとは、もちろん雇用形態が違いますので、調理室、給食室の経営を来年度につなげるというか、その継続性という意味を考えたときに、そのあたりを、その人件費ということも当然あると思うんですけども、その給食室の継続性ということも、やっぱりその辺の考慮に入れていただいて、これから検討いただけたらありがたいなというふうに思っております。</p> <p>先ほど、61校って間違えて言いました。62校でございます。済みません。お願いいたします。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>特にその嘱託さんが増えていることに対して、今おっしゃったような給食事業の年度が超えるようなところでの継続というところで、何か不具合とかいう報告はないということですか。</p> <p>これから正規職員が、定年を迎えて、減っていくというような時代を迎えていくわけですが、ただ現状で、正規職員が、例えば体調がよくなくてお休みされてというような調理現場もあるのが事実でございます。</p> <p>だからと言って、正規職員がお休みしている学校の給食について、作業面であるとか、質が落ちるといったようなことは全くないわけでありまして。ただ、これからどんどん減っていくとい</p>

<p>会長</p>	<p>う状況については、そういうことも踏まえながら、今まで以上に育成をやっていく必要があるとは考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ということですので、現状問題ないということですが、今後は、より一層状況が不確定になるということですので、教育委員会としては、しっかりとサポートをしていくというようなところで、お考えであるということ、よろしいですか。</p> <p>そのほか、何か御質問・御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、報告事項イ、弁護士を活用した滞納整理について、事務局のほうから説明、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>弁護士委託による滞納整理の業務内容及び進捗状況につきまして、報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料2を見てください。</p> <p>経過としまして、今年度5月末に、5名の弁護士との委託契約を締結しております。資料の一番上の部分を見てください。契約の内容としましては、平成25年度から平成27年度に滞納があり、こちらから連絡がとれない人、または一度はお約束いただきましたが、その後、入金も連絡もいただいてない人94世帯、滞納額で789万6,351円を対象といたしました。これまでの対応としましては、まず、弁護士による文書督促を、6月、7月と2回実施し、連絡のとれた方とは、一括もしくは分割でのお支払いを約束し、その後、約束どおりにお支払いがなされていない場合は、弁護士による監視体制をつくり、催告の電話をしております。</p> <p>また、これら2回の通知でも、連絡のない対象者につきましては、弁護士による電話催告や、当課職員の戸別訪問による催告を行い、留守の場合は、弁護士名での不在通知を投函するなど、対象者からの連絡がなされるよう、取り組んできております。</p> <p>このような取り組みの中、2月20日収納分までの時点で、資料の中央部、左側の記載のとおり、本契約の対象者の保護者94人中、53人から連絡がありました。その内訳としましては、一括での納付を希望された方が15人。対象額で86万1,025円、分割での納付を希望された方が38人、対象額で296万427円となっております。収納実績としましては、一括納付希望者の収納済額69万7,312円、分割納付希望者の収納済額58万6,824円となっております。</p> <p>今後の収納予定額も考慮すると、資料の最終行のとおり、総額で214万3,539円の収納が見込まれるところです。今のところ、連絡がとれた人の中で、支払いを拒否する方はございませんが、一度お約束をいただいたにもかかわらず、御入金、御連絡のない方につきましては、弁護士による催告の電話を継続しております。</p> <p>次に、資料の右側に記載しております、いまだに連絡のつかない41人につきましては、電話や戸別訪問による催告を継続して行い、連絡がとれるよう、全力で対処してまいります。そして、その結果、取得しました生活等の状況をもとに、西宮市債権管理に関する条例に従った滞納整理を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、御報告させていただきましたとおり、このたびの取り組みにより、今まで連絡や約束がとれていなかった保護者からの一括納付や、分割納付の履行が実現しております。当課とし</p>

	<p>ましては、現年度の滞納事案をいかに過年度に繰り越しさせないかが、これからの滞納整理には重要であると考えており、その取り組みについて研究していくとともに、今後も収納の公平性の確保を目指し、弁護士とも協議をしながら、有用な滞納整理業務の実施を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、何か御質問・御意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>連絡のない人41名いらっしゃるようなんですけれども、この方たちは、居場所はわかっているんですよね。訪問（訪問を実施中）というから、そのところには行ってますか。</p>
事務局	<p>学校給食課で知り得る情報の中で、わかっているところには行っています。ただ、行ったときに表札が上がってないとか、住んでいる気配がしないなというようなところは、何件かはありました。</p>
委員	<p>わかってはいるけど、とにかく音沙汰ないというか、電話なり何かをしているけれども、全然、返答がない、取れない状態ということですか。</p>
事務局	<p>中にはもう市外に既に転出されている方も含まれております。市内の方もおられますけれども、電話に出られないであるとか、現地を確認すると、もうポストの中にそういう類の書類がいっぱい詰まっているとか、なかなか困窮されている状況が、家の状態からわかるような方も、おられるというようなどこでございます。</p>
委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>何か、そのほか、御質問ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、今、御説明あったように、非常にもう、今後督促を継続することが難しい場合には、これはもう諦めるという方向ですか。</p> <p>ここにお示しさせていただいております債権につきましては、すでに時効が切れている債権になります。給食費につきましては、私債権という、区分となりまして、2年間の時効期間でございます。ただ、相手が払わないよという正式な表明をしない限り、時効にはならないということで継続はしているんですけど、これを訴訟の場合へ、今度持っていけるかということ、持っていったときに、相手が時効の援用を行うことになれば、訴訟費用だけがかかってしまって、結局回収できないことになります。</p> <p>税金でありますと、強制徴収公債権といいまして、市の条例とかで、いろんなことを調べる権利もあります。例えば銀行への照会であるとか、資産があるかどうか、勤務先の照会であるとか、自らが行って、差し押さえする権限もありますけど、私債権というのは、全て裁判所を通して行わないとできない債権になっております。ただ、弁護士を通じて行っていくと、数十万円のお金がかかってしまいます。裁判を実際行ったとしても、払ってもらえるかどうかまでは、困窮されている状況であれば、難しいということもあると思います。その中で、費用対効果を考えると、なかなか厳しい、やればやるほどマイナスになるというのはあるんですけど、公平性の観点から、これを見過ごすというわけにはいきませんので、できるだけことは行っていくという中で、一つの取り組みとしまして、弁護士を活用させていただいたということです。</p>

	<p>ですから、先ほど担当のほうからも、御説明させていただきましたように、いかに滞納にならないような枠組みをつくっていくような督促を行っていくか、いわゆる2年間の中で、できる限りまずは減らしていくと。どうしても支払いができない場合は、その2年間の中で、例えば訴訟するのであれば、訴訟に持っていくような形をしないと、なかなか現状の債権の、ここで報告させていただいた分については、そのことについては難しいということになっております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。まだ今、実績、今回初めて実績上がってきたということと、依然としてどういう形が一番望ましいのかというのは、御研究中ということですので、今後、継続して取り組みをしていただきたいなと思うんですけども、今回、実際、実績として上がってきました実績額としての214万3,000円、これが対象となる789万円に対する額として、効果はあったとは判断はできるかと思うんですけども、もし御存じであればなんですけども、他の事例と比べて、これは実績値としては大きいほうなのかというのは、把握はされてるんでしょうか。</p>
事務局	<p>全体の収納率で言いますと、現年度で99.4%、その後、何年か督促を続けていることによって、99.67%というふうに、少しずつですけども、上がっているような状況です。これを全国的に見ると、どれぐらいの位置になるかということになりますけれども、公会計しているかどうかということが、大きな分かれ目というか、まだ、学校が、督促している市もありますので、そこと比べるとわかりづらいところもあるんですけども、公会計化されている市と比べると、決して収納率が悪いというようなことではないと思います。今回につきましても、今までのやり方であれば、回収できていなかったところが、弁護士を活用したことによって、弁護士名での通知であるとか、弁護士から連絡が入ったことによって、今までと違う緊張感といいますか、さすがにこれはだめやなというように思ってもらえるようなこともあったのかもしれないですけども、そういう意味では、一定の効果は、弁護士にお支払いしている委託料から考えても、あったのではないかなというところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。私自身、水道の研究をしまして、水道料金もその未納率というのが全国的に、非常に課題にはなっております。未納になっている対象の住民の皆さんに、同じような弁護士を活用した滞納整理というのを検討されてるところもあれば、実際やっておられるところもあって、その背景にあるのは、やはり政治不信であったりというようなこともあって、一概に数字だけで比較できるものではなくて、その地域特性というものがすごく影響しているのかなということです。</p> <p>それで、西宮市に関しましては、もともとの給食費の納入率が、全国的に見ても非常にいいところにある中で、かつ公平性の観点で、今回、弁護士を活用した滞納整理ということで、取り組みとしては非常に高いレベルで取り組んでおられて、かつ効果も上げておられるというように私は認識しておりますが、やはり公平性をどこまで追求していくかというのは非常に課題ではありますので、今後、また研究を継続していただきまして、できるだけ望ましい滞納整理と、まあもともとは、ですから給食費をしっかりとお支払いいただくという取り組みプラス、残念ながらお支払いいただけない場合には、しかるべき適切な手段によって、それを対処していくということで、日本全体を見ても、西宮市はこういった先進的な取り組みをしているとい</p>

	<p>うことで、しっかりと、全国的にも評価される仕組みをこれからもおつくりいただきたいと思うんですけども、何か、この点について、ほかに御質問、はい、どうぞ。</p>
副会長	<p>ちょっと教えていただきたいんですが、ちょっと勉強不足で、先ほどの「時効が2年間」っておっしゃったと思うんですが、この94人の方は、時効分も含んでということでしょうか。</p>
事務局	<p>時効分のみになっております。</p>
副会長	<p>時効分のみですか。27年度のところも時効にもう入ってしまっている。</p>
事務局	<p>そうです。27年になりますので、2年間を超えてる分になります。</p>
副会長	<p>その時効になった分で、このように請求された場合でも、「支払う」と言っていたら、それはいい。「支払わない」と言っても、それはまかり通るということで、よろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。時効の援用という手続をすれば、もうそれはなかったことと言いますが、法的に整理できる債権でございます。ただ、債権者側も、督促して、払ってくださいねということは、大丈夫な債権ですので、自動的に消滅する債権ではありません。</p>
副会長	<p>この2年間というのは、全国で決まった。</p>
事務局	<p>民法で決まっている分です。</p>
副会長	<p>ああ、そうですか。失礼、済みません、勉強不足で。ありがとうございます。</p>
会長	<p>なかなか難しい問題ですけども。</p>
事務局	<p>時効の援用といいまして、相手方が「いや、それ、もう2年過ぎていますよね」という時効の援用をいわゆる申し立てた段階で、その債権については、書類を提出してもらいますが、提出していただくと、その債権は無効になってしまうということです。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>そうしましたら、督促をするときに、「一応時効は過ぎているから払わなくてもいいけども、払ってください」という感じなんですか。</p>
事務局	<p>時効を迎えている債権であることを、請求側が伝える必要性はありません。相手が御存じであれば、そのことを言っていたらいいだけであって、こちらとしたら払ってもらう必要があるお金ですので。簡単に処理しようと思えば、「全部これ書いてください」と、「もう書いていただいたら無しになりますよ」というような、乱暴なこともできないことはないですけども、本来、そういうものではないので、「まずは払ってくださいね」というところから、しっかりやりとりをして、相手が正式にそういうことをお話しになるのであれば、手続を行ってくださいということになると思います。</p>
委員	<p>そうですか、わかりました。でも、法律に詳しい方だったら「払わなくていいや」ってなってしまうだろうけれども、それはもう良心の問題ですね。モラルというか、払わなくてもいいんだろうけど、やっぱりちゃんと払おうっていう気持ちがあれば、払ってくれるかもしれないということでしょうか。</p>
事務局	<p>弁護士からもお話いただくのは、その点を一番重要視しております。お困りかどうかという状況を、現状、学校給食課では調べることができませんので、まずは、お話の中で、相手方からの申し出で、実は今、お仕事がなくて、生活に困窮しているというようなことがあれば、生活保護であるとか、就学奨励であるとか、制度として、受けられる制度があるのであれば、そこに御案内するというところです。御案内させていただいて、認定されれば、給食費は免除され</p>

	<p>るので、そういう手続の対象になる方かどうかということ、そうではなくて払わないといけ ないが、要はちょっと後回しになってということであれば、それは払ってもらわないとだめで すよと。給食というのは、皆さんにお支払いいただいた部分で、できているのですから、払わ ないということについては、これはだめですよという、厳しく指導をしていただくというよう なお話をさせていただきながら、個別に、丁寧な対応ができるように、連絡させていただいて おります。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それが、いわゆる2年間で払わなかったら、もうそのまま時効になってしまうということが 知れ渡るようなことがあれば、これはこれで問題ですので、まずは2年間の中に納付されるよ うな仕組みにかえていく必要があるということ、民法がもうすぐ改正され、時効が5年間と いうふうになるので、そうなったら5年間の中で。例えば、まだ1年生のときにためてた分 が、学校に通っているのに、時効をむかえどんどんなくなっていくというのは、問題がある と思いますので、そうならないような、いかに効果的な弁護士を活用した督促ができるかとい うのも考えていく必要があるのかなというふうには考えております。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
委員	<p>細かいこといいですか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>督促の対象は、当時という言い方がいいのかもしれませんが、当時の保護者さんになるん ですか。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
委員	<p>いや、何が聞きたいかという、例えば25年度として、例えば中学3年生でしたら、もう 成人してますよね、今。でも、本人ということではないんですね。当時の保護者さん。</p>
事務局	<p>給食費の請求につきましては、申し込みされたときのお名前の、保護者の方に請求という形 になっております。</p>
会長	<p>本来、給食というのは、私の理解では、子供たちが1日何も食べなくても、給食さえ食べれ ば、十分栄養をとって生きていけるとい、そういう目的があって実施されてるものだから、 子供たちにとって必要不可欠なものであり、かつ給食費というのは公会計であれば、未納され たところの分は、納めたところの人たちの分で、補填されているということになりますよね。 要するに、額として入ってくる額が決まりますので、それで食材を購入しなければなりません から、払ってない方があれば、払った人たちのお金によって、それは賄われているという理解 でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。今、おっしゃっていただいたとおりです。いただいた皆さんの給食費の中から、お支 払いしているというような形になりますので、ですから、回収した分は、基金のほうに、積み 直すというような形をとっているところでございます。</p>
会長	<p>それは、ある意味その本来、給食事業の仕組みというものを御理解いただいて、皆さんとし っかりと御負担いただかないと、子供たちにしっかりと給食サービスというものが提供で きないということも、やっぱり御理解いただきつつ、御協力いただくという、御協力というか、 食べている分ですから、しっかりとお支払いいただくという周知を、今後もしっかりとしてい</p>

委員	<p>ただきたいなというふうに思いますけどね。ほか、どうぞ。</p> <p>一ついいですか、済みません。一応、督促したことで、200何万の効果があるということですが、現時点で400万ちょっとあるじゃないですか。ちょっとどうにも、この回収できなさそうな分が。今後、年数がたつごとに、また増えていく可能性もあるわけですよ。これがまあ例えば1,000万とかになってくると、そのときどういうふうになるか。そのときにちゃんと事前に考えるんだとは思いますが、そういったこともちょっと頭において考えていかないといけないのかなと思いますので。</p>
事務局	<p>給食費につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、現年度だけで99.4%というような実績がありまして、その残りについては、いわゆる未納ということになります。未納分は、翌年度以降にも引き続き、督促等を行っておりますが、過年度分もございますので、そこについては、効果的なやり方を行いながら、滞納額を減らしていくというのは、当然やらせていただくところですが、それでもお支払いいただけない分については、いつまでも、職員の人件費をそこに注いで、繰り返し行っていくというのは非効率ですし、逆に言うと、新たな滞納者を防ぐほうが、より効果的であるというような考え方もありますので、一定のところで、不納欠損ということをしていく必要があります。以上でございます。</p>
委員 会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その辺も含めて今、御研究中ということですので、今後また御報告いただける機会があるかと思しますので、そのときはどうぞよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、これにつきましては、以上、議論を終了したいと思います。</p> <p>続きまして、議題の(2)その他になります。その他のア、アレルギー管理システム使用にあたっての保護者アンケートの結果について、事務局のほうから説明、お願いいたします。</p> <p>アンケート結果の御説明に当たりまして、まず、アレルギー管理システムを使用したアレルギー対応について、私のほうから少し御説明をさせていただきます。</p> <p>現在、給食時のアレルギー対応といたしまして、原因食品を給食室で取り除いた給食を提供する除去食対応と、教室で配膳時に食べられない料理を提供しない除去対応を実施しております。これらの対応は、アレルギー献立チェック表を用いまして、献立で使用される材料全てについて、食べられる、食べられないを保護者が記入し、学校に提出していただいております。学校は、管理職を含む複数の職員で、記入間違い等がないか確認した上で、給食時のアレルギー対応を行っています。</p> <p>これまでは、ただいまお配りいたしました資料の1枚目の献立チェック表と、2枚目、両面印刷しております加工食品原材料一覧を用いまして、保護者が全ての食材について、アレルギーが含まれているかどうかを確認し、食べられる、食べられない等の印をつけておりました。</p> <p>例えば、1枚目のチェック表に、この児童のアレルギーが大豆と豚と記されております。3月1日金曜日はジャーゲン豆腐に豚肉が使用されていることは、チェック表を見ればわかるのですが、3月7日木曜日の春巻きは、加工食品原材料一覧を見ないと、豚肉が含まれていることがわかりません。資料では1週間分ですが、実際は1カ月分を確認するため、1時間程度チェック表に時間を要することになります。合わせて学校側も、複数の職員が、アレルギー対応を要する全ての児童生徒のチェック表について、記載漏れ、チェック間違いがないか確認し</p>

事務局	<p>ております。</p> <p>アレルギー管理システムは、保護者及び学校のアレルギーチェックに要する事務の負担軽減と、ヒューマンエラーによるチェック漏れを防止する目的で開発いたしました。アレルギー管理システムへ、児童生徒のアレルギー情報を登録することで、資料3枚目のように、アレルギーを含んだ献立に、網掛け等の表示を行った個人ごとのチェック表が作成できます。アレルギー管理システムを用いた運用は、平成29年9月献立から全校で開始しており、開始後約1年が経過したこともありまして、保護者へ、使用状況についてアンケート調査を実施させていただきました。</p> <p>では、アンケート結果について、担当係長から御説明申し上げます。</p> <p>それでは、資料3のアレルギー管理システムについての、保護者様へのアンケート結果について、申し上げます。</p> <p>今回のアンケートは、各学校を通じて、アレルギー管理システムに登録のある児童生徒の保護者様、約1,000名へ照会をし、800名の方から回答があったアンケートを集計しております。アンケートは6項目について、選択式の照会を行い、1項目フリーに御意見を伺うことといたしました。</p> <p>まず、1番ですが、申請されているアレルギー物質に「特定原材料7品目」「特定原材料に準ずるもの20品目」以外のものはありますか。この特定原材料7品目、準ずるもの20品目ですが、これは食品表示法で表示することが義務づけられている品目は、特定原材料7品目、卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かにで、それ以外の特定原材料に準ずるもの20品目、あわび、いか、いくら、オレンジなどは、可能な限り表示するよう推奨されているものなのですが、西宮市の学校給食では、物資の納入について、業者へ特定原材料に準ずるもの20品目についても、表示の義務づけをしており、この全部で27品目の情報を、献立の食材データに取り込みをし、運用しております。27品目以外についても、当然アレルギーがあり、これ以外のものについては、システムでは、その他項目に入力を行って、日本語入力とマッチングする言葉の献立であれば、強調表示するといった仕組みとなっています。</p> <p>この設問では、約40%の300人が、その他のアレルギーがあると回答があり、27品目のみのアレルギー物質の該当は、481人で約60%でした。このシステムは、当初の開発段階では、27品目のみのアレルギー物質の対応を想定しておりましたが、27品目以外のアレルギーをお持ちの方もたくさんいるとのことから、この27品目以外のアレルギーについても、対応していくということとなり、アンケート結果からも約40%の方が該当していたことがわかります。</p> <p>次に、2番、平成29年9月分のアレルギー献立チェック表から、アレルギー管理システムを用いた献立チェック表に変更しましたが、変更になる前の献立チェック表は記入されたことはありますか。626の方が、以前のやり方を御存じとの回答がございました。「ない」との回答の方は157人おられ、新1年生の方たちが新システムから始めて、献立チェック表を使用したことと思われます。</p> <p>次に3番です。以前の献立チェック表と比べ、チェック作業はいかがですか。9割以上の方が、チェックしやすくなったとの回答をいただいております。また、1割の方が、「変わらな</p>
-----	--

い」との回答で、チェックしにくくなったとの回答はゼロでした。強調表示になったとはいえ、以前と同様に、各献立項目について、「食べられる」か「食べられない」か、確認を行っている方たちにとっては、「変わらない」との回答をいただいているものと思われます。例えば、魚全般にアレルギーがある方の場合、予測される魚をある程度、事前に登録することは可能ですが、全てを網羅することは困難であり、珍しい名前の魚には、強調表示になっていないことがあるため、強調表示されていない場所についても、全てをチェックする必要があるという方がおられます。

次に、4番です。以前の献立チェック表と比べ、チェックに要する時間はいかがですか。約8割の501の方が、短くなったとの回答をいただいております。「変わらない」との回答は、約2割の133人の方から回答をいただいております。27品目だけのアレルゲン物質の範囲で、ひっかかるアレルギーが多くない方は、強調表示を中心にチェックを行うことで時間の短縮に結びついてるかと思われませんが、約2割の方は、3で申し上げたように、全てを見ている方たちにとって、前と時間では変わらないということだと思われま

次に5番、以前の献立チェック表と比べ、受け取りから提出までのスケジュールについてということで、余裕ができた方は、以前と比べて、きっちりとスケジュール化された献立チェックのサイクルによって、スムーズに学校へ献立チェック表を返すことができた方たちが、そのように回答されていると推測されますが、受け取りから提出までのスケジュールが変わらない方というのは、システム化するまでは、学校で献立チェック表を個別ではなく、同じ印刷物として、一斉に渡すことができましたが、システム化以降は、名前が入っていて、個別のアレルギーについても、登録情報から強調表示されていたりしていますので、各学校でも個人情報として間違いがないように慎重に配付することとなって、以前よりか配付が遅くなったりしていることもあるかと思われま

す。提出期限が決められていますので、チェック作業の効率アップとプラスマイナスゼロで、変わらないとの回答につながっているものと思われます。「短くなった」と回答いただいている方21人のうち、約半分の方は、「チェックに要する時間が短くなり、大変楽になりました」とか、「アレルゲンに色がついているので、見落としがなくなりました」とか、「チェック表は便利になりました」といったように、意図した設問内容と違った回答でした。設問のほうがちよっとわかりにくかった結果と思われま

6、個々のアレルゲン情報に基づいた献立チェック表について。「必要」との回答は704人、88%の方、約9割の方が「必要」と回答しています。「必要ない」との回答は63人、7.88%でした。88%の方が「必要」と回答され、約8%の方が「必要ない」との回答をいただいておりますが、88%の方は、「アレルギー事故を防いで、みんなと一緒に給食の時間を過ごすように、この献立チェックは必要」と肯定的な御意見を頂戴しております。一方、「必要ない」との回答をいただいた方々は、比較的軽度の方や、めったにないアレルギー献立のために、ひたすら時間と労力を費やすことについて、「必要ない」という意見があったと思われま

7、フリーに書いていただいた、献立チェック表について、御意見等ありましたら御記入くださいということで、ざっと書いておるんですけども、二、三個ずつ紹介していきますと、「時間短縮等、アレルゲンを含む食材に、網掛け表示があり、チェックするときにとても助か

	<p>っています」、「アレルギーがとても多いので、注意していても、見落としがあり、学校より連絡があったこともありましたが、このシステムが導入されてからは、見落としや間違いもなく、とてもチェックがしやすくなりました」、一方、「時間短縮につながらない」などは、「このチェック表に限らず、紙の種類が多い。ウェブ提出など、ペーパーレスを進めてほしい」、あと多かったのが、「もう少し字が大きかったらいいのにとおもいます。でも、紙が大きくなったりして、増えるのはエコではないし、と思うと、仕方ない」ということです。「便利な分、逆に見落としがあるのではないかと不安」、「以前より楽になったと感じています」、「一つ一つ丸をつけていたときは、一つ一つ確認していましたが、今は、網掛けになっているところのみの確認になりがちなので、表示にミスがあると、見落としてしまいそうです。きちんとこちらで確認しないといけないと感じています」、「アレルゲンに「色」がついているので見落としがなくなりました。ただし、チェック表に「色」をつけるのが忘れられることがあると、信用しきっているのでこちらも見落としてしまいそうです」。</p> <p>アレルゲンのアンケート結果については以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。それではただいまの説明について、何か御質問・御意見等はございますでしょうか。どうぞ。</p>
副会長 事務局	<p>配付されているその用紙っていうのは、このサイズで配ってらっしゃるのですか。</p>
副会長 事務局	<p>はい。これと同じA4サイズで配っております。</p> <p>これをA3にすることは、経費的に難しいんですね。</p> <p>印刷自体は学校で行っていただいておりますので、できないことはないと思いますが、ただ、それをもとに、学校の中でも同じように、回して複数の職員がチェックしていくという書類になりますので、余り大きいと、そういう意味でも、基本的には今はA4のサイズで事務が流れていることもありますので、A4サイズで行っていただいているということになります。</p>
会長	<p>まあ、若い方ならいいですけど、なかなかこう老眼が入ってくるとね、かなり厳しい。私も老眼が進んで。</p>
副会長	<p>保護者の方は、まだ大丈夫かわからへんけど、学校の先生側が大変なことはないでしょうか。はい、ありがとうございました。</p>
会長 委員	<p>そうですね。いかがですか、学校現場では。</p> <p>学校現場のほうでも、原本のままでは、非常に字が小さくて、私もやっぱりもう老眼入ってきてますので、見にくいところがありまして、エクセルにするときに、余白をもうちょっとけずりまして、拡大率を上げて、少し大き目の、ちょっと今日現物を持ってきたんですけど、少し大き目にして、若干ですけれども見やすくして、A4サイズで配るようにしています。</p> <p>もし、全体でそれがしていただけるのなら。今後、検討していただけたらなと思います。</p>
会長 事務局	<p>今のは、すごくいい御提案ですね。はい、どうぞ。</p> <p>今回、お示しさせていただいた献立は3月分になりまして、3月はちょっと、おめでとう給食とかがありまして、その関係で、いつもよりかは、若干だけ狭くなっている部分があります。ただ、これを今言いますように、本当に見やすいサイズに変えたときは、紙の枚数がこれ以上に増えるということになるとかいうこともありますので、そこは個別対応の中で、特に、教育委員会として「行ったらあかん」ということは言っておりませんので、状況によって、御相談</p>

<p>会長 副会長</p>	<p>があった場合は、各学校で対応していただいているものと考えております。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>この、アレルギーチェックのシステムなんですけども、やはり画期的なものだと思うんですね。まだ、これ導入されていないところが圧倒的に多くて、西宮市が、このアンケート内容ですね、広く公開されて、非常にそのヒヤリミスっていうそういうミスも少なく、まず、保護者の方の負担度が非常に低くなって、そして子供さんの安全がより一層確実なものになると、それが第一ですので、そういうことを近くの市町村から広めていただけるような、何かそういうモデルシティになって、広めていただきたいなというふうな気がいたします。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>どうぞ。</p> <p>アレルギー対応につきましては、10月ぐらいだと思いますが、兵庫県の中で、全国大会というようなことで、発表会があったときに、西宮市を代表いたしまして、西宮市の栄養教諭が、西宮市のアレルギー対応のことについて、時間をいただいて、発表をさせていただいたところでもあります。また、発表を聞いていただいた市町村から、問い合わせ等がありましたら、視察に来ていただきながら、システムを活用して、事故を減らす取り組みを行っているということ、今後も広めていきたいなというふうには考えております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>ほかは、何か御質問ございますか。はい、どうぞ。</p> <p>先ほどのお話にもありましたように、このアレルギー管理システム、すごくいち早く全国的にも初めてですかね。ほとんどね。すばらしいなと思っています。保護者のアンケートからも、本当にこれがあって、負担が減ったということで、よかったなと思うんですけども、前回のこの会議の中で、アレルギーのシステムでは防げても、結局のところ、誤食・誤配がゼロではないっていうところで、そこを見ると、先生方がやっぱりお忙しくて、つつい配ったときに、確認を忘れてしまったとか、もちろん子供自身が自分で食べられるもの、食べられないものって判断することも、それはもちろん大事ですし、それは家庭でもしっかりやらないといけないと思っています。先生方がお忙しい、教職員の増員とか、あと栄養教諭を、小規模とか、規模にかかわらず、全校配置していただけたらなと思いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>栄養教諭につきましては、国の基準で、550人以上のところには一人配置と、それ以下については4校に対して1名配置というようなことになっておりまして、個々につきましては、拡充の要望を、毎年、県を通じて挙げているところでございます。現状、なかなかいいお返事が返ってこなく、どこの自治体も栄養教諭がないということで、困っているという状況ではあると思います。学校給食基本方針の中にも書かせていただきましたように、国、県による栄養教諭の配置が、今後も進まないという状況であるのであれば、市費、市のお金での栄養士ですね、教諭じゃなくて栄養士の配置についても、検討していくということを基本方針に載せておりますので、その辺につきましては、引き続き検討していく必要があるというふうには考えております。以上でございます。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>お手を挙げられましたっけ。</p> <p>栄養士がないところは、現場は大変ですね。教頭先生やったり、あとはそれ以外の者がやったりして、私は教員もやっていましたので、大変ですよ、やっぱり。だから、そうなったらいいなと思います。</p>

会長	そうですね。やはり現場からしっかりと、こう教育委員会のほうにも声を上げていただきまして。
副会長	よろしいですか。以前にも、人数をお聞きしたと思うのですが、現在、その栄養教諭は、県採用の方が何人。
事務局	栄養教諭の人数ですか。
副会長	はい。
事務局	栄養教諭につきましては、43名、今、62校のうち43名が配置されております。全て県で、市での採用はないです。
副会長	学校栄養士は、市として採用はゼロですか。
事務局	今はゼロです。
副会長	ゼロ。栄養教諭の資格が望ましいですけれども、学校栄養士という資格も、栄養教諭のあれはないですけども、栄養士としての資格を持っておりますので、恐らく給与体制も違うと思うんですね。ですから、そういう市で、学校栄養士を採用していただいて、62校のうちの43が入ってますが、残りの20近くを、そういう栄養士で補っていただきたいというのはあるかと思えます。十分、その方々も、アレルギーの確認とか、そういうこともできますので、御検討いただきたいと思えます。
事務局	学校給食課の立場といたしましても、ここにお越しいただいている皆さんの意見と同じです。ですから、学校給食課としても、「栄養士配置してください」という立場なので、それについては、教育委員会内でも、今日の御意見も含めまして、お伝えしながら、また検討していただきたいというふうに考えております。以上でございます。
会長	どうぞ。
委員	済みません。最後に。何か事が起きてから対策では遅いので、今のところは西宮市は、そこまで重大なあれには至ってませんが、何年前に、東京のほうで、チーズケーキでしたっけね。何かあって亡くなったお子さんがいらっしゃいました。ブロック塀のときも、結局、お子さん亡くなって、あんなったから、何かすごい早急に対策しましたが、そうなる前に、やっぱり食べることは大事ですし、先生方のお忙しさ、本当に大変だと思います。こんな、これ一人の分じゃないですもんね。毎日それを、何十人分見ても、これ私、これを見てるだけでも、今、目がしょぼしょぼしてしまっ、本当に大変だと思いますんで、何かあってから全校配置とかではなくて、もう早急に、強く、みんなであっていったらあれですけど、要望していただけたらなと思います。
会長	よろしいですか。ほか、何か。
事務局	済みません、私からもですが、その27品目以外は、日本語でのマッチングということなんですが、先ほども最後のページに、「鰯」が平仮名か漢字かで、ちょっと反応が違うとか、そういう日本語のマッチングの精度というのは、どの程度なんですか。必ずこうアレルギーがしっかり拾い上げられるような、その制度を持ったマッチングにはなっているんでしょうかね。
事務局	27品目以外については、そもそも報告義務がないというところになります。例えば、製造業者は、片仮名で書いてきたり、平仮名で書いてきたり、漢字で書いてくる場合もあります。システムへの登録時は、いろいろなパターンで、文字を入れてくださいと言っております。い

<p>会長 事務局</p>	<p>ろんなパターンで入れると、よりひっかかりやすくなりますよってというのが、言葉検索の考え方の基本です。ただ、それについても、全角、半角というような文字の大きさもありますので、そこについては、学校給食課で、食材情報の登録時に、全角、半角を混在しないような調整しています。</p> <p>ですから、最新の献立チェック表をアップする前に、学校給食課の職員で確認している時間は、多分、何十時間というほどかけております。学校給食課が、見過ごしてしまったら、検索でひっかからないという状況になりますので、かなりの時間を要しているというのが、現状です。ですから、ひっかかる可能性としては、可能性が高いですけど、「あじ」という言葉で、「味つけのり」がひっかかってしまうとかいうことは、可能性はあります。</p> <p>そうですね。</p> <p>余分にひっかかりますけど、ひっかからないということは、逆にないので、そこを余り制限しだすと、今度、本来、ひっかからないといけないものが、ひっかからないようなことになりかねません。ただ、そういうお声も要望でありますので、システムでより精度を上げれることが、安全を確保した上で、可能かどうかというのは、引き続き検討しているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>必ずひっかかるようにはなっているけれども、追加でひっかかってしまう分については、ただそれをひっかからないようになってというのは、なかなか難しいので、やはりその辺の手間は、ちゃんと御説明した上で、これは安全を確保するために重要なことですのでってことで、御説明されるほうがいいのかなどは思う。まあ安全が第一ということと、今、お伺いしたように、しっかりと検索でひっかかるように、御配慮いただいているということが非常に、すごくいいことかなとは思っています。</p> <p>あと、その後、その1ページ目の下のほうに、「珍しい魚」という話がありましたけど、これは、食材の選択のときに、ひっかからないような名前の魚は、使わないとか、そういう、そこはどうなんですか。難しいとは思いますが。はい、どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校給食は、いろいろな食材を知ってもらおうというような場でもありますので、珍しいものは一切使わないということになると、食の選択肢の幅が広がらなくなります。時期的に、こういうものは使っていこう、地産地消であれば、こういうものを使っていこうというようなことで、魚なんかで珍しい部類に入るのが、「はたはた」とか、一般的に家庭でも、「はたはた」って何っていう保護者の方もいらっしゃるかもしれないですけども、これは兵庫県でも有名な魚ということなんかで、使用しております。年1回しか、本当にその時期しか使わないものもあって、そのアレルギーが対象であるという保護者の方は、年に1回しか出ないものについても、毎回、チェック表の確認作業を、今でしたら行っていただいているのですが、出るか出ないかは、献立作成の段階で決まっていますので。今であれば、絶対使わないと言えるものは、「そば」「キウイ」「落花生」です。これらは使わないと言えるのですが、それ以外については、「可能性としては、ありますよ」ということで、ただ、それを御自身で、ずっと見られて、年に1回のときに、「ああ、この日、出るときやね」とわかって、対応を御自身でできるのであれば、チェック表の提出はしなくてもいいですが、学校にも、やっぱり一緒に確認してほしいと言われるのであれば、手間かもしれないですけど、チェック表は毎月提出してくださいねという、ここは本当に、今、会長がおっしゃったように、「安全を重視した対応です」という御</p>

<p>会長</p>	<p>理解をいただいているところでございます。</p> <p>むしろ、その地産地消で珍しい食材を、ということであれば、そのせっかく年に1回、使われるのであれば、事前に、皆さんに、今回は、こういう食材が使われますからということで、皆さんが知る機会として、何か周知されるような方法もあるのかなと、いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地産地消につきましては、毎回、献立表の下のところ、地産地消の取り組みとして、給食課からの発信の記事を書くところがありまして、「いついつ、何曜日の献立」で、例えば「西宮産のハウレンソウを使います」とか、こういう食材を使いますとかいうことは、常に載せております。</p>
<p>会長</p>	<p>そういうところに、また珍しい魚でも載れば、それを知る機会につながるということにもなるわけですね、その。</p>
<p>事務局</p>	<p>もちろんそうでございますけども、毎回、そこを見ておけば大丈夫ですねというふうにつまみと、載ってなかったことによる事故が起こったと言われると、それはちょっと違うことですということにはなると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。はい、ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>そのほか、何か、御質問ありますでしょうか。どうぞ。</p> <p>済みません。言葉のその検索のことなんですけども、いずれ今はまだ、そんなに西宮市は少ないかもしれないんですけども、外国人のお子さん、まあ将来的な話ですけれども増えてきたときに、それこそ英語やら何語、いろいろな言葉を入れないといけない日がいつかは来るのかなと、今ちょっとふと思ってしまいました。</p>
<p>事務局</p>	<p>外国の方が、おられるということは、よく聞かれるところでありまして、システムの中で、なかなかそこまでを入れるというと、確かに現状のシステムの枠では、対応困難かなということになると思います。ただ、今おっしゃられましたことについては、例えば入学時に口座振替の手続なんかをしていただく機会があるのですが、海外の方であれば、漢字なんか使われても読まれないと、せめて平仮名、振り仮名を打ってほしいというようなことの要望なんかも受けまして、ひと月前ぐらいに要望がありまして、英語版をつくらせていただきました。</p> <p>今後についても、必要な書類については、英語版がつかれるかどうかということで、検討はする必要があるのかなというところは感じているところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>多分、それもそうですけど、アレルギー対象となる食材の対応表ですね。アーモンドなら「アーモンド」という英単語に対して、日本語の「アーモンド」という言葉を、「これを入力してください」という、その対応表をつくられたほうが、やはりその「アーモンド」とか、そういうのびるところとか、発音ですよ。小さい「っ」とか、あれ全然わからないんですよ。外国人の方からすると。なので、やっぱりそういう単語ごとの、その対応表を、「これを入力しろ」という対応表をつくられたほうが、それさえ入力すれば、ひっかかるという、だから、その間違った日本語を、入れてしまったために、ひっかからないという問題が、恐らく外国人の方には、発生し得るかと思うので、ちょっとそこを御検討いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>外国人の方への対応については、引き続き検討することが必要だと考えております。</p> <p>もう一つは、システムの入力に関しまして、まず生活管理指導表という医師が、アレルギー</p>

	<p>に対して、この児童、生徒に対して、こういうアレルギーがありますよという、正式な書類をもとに、それを受け取った学校側の教職員が、入力していくという形になりますので、直接、保護者の方がシステムに入力するというような仕組みにはなっておりません。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>ああ、その日本語のマッチングについても。</p> <p>はい。そこは大丈夫ですね。学校側が入力をしていくということになりますので。</p> <p>ただ、意味がわからないという、「そもそも、この仕組みは何なの」というところは、御説明するに当たって学校の先生でも、英語で、どこまで説明できるかという現状はあると思いますので、一つ、わかりやすい手引書なんかがあれば、より便利になるのかなというふうには思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですね。今後どんどん増えますのでね。わかりました。非常に、いい具合の質問、ありがとうございました。それは重要なことですね。</p>
<p>副会長</p>	<p>そうですね。今、いろんなアプリが進んでいまして、この日本語を読み取って英語に変えるっていうのも、一瞬にして変えるっていうのもありますので、もちろんそれはチェックはしないといけないですけども、この献立そのものも、結構例えば3月の献立のメニューも、2月の中ぐらいにしか、それが成立しないというか、献立する側と、それから調味料のこの詳細な材料がわかってくるのが、なかなか時間がかかると思うんですね。それから、こういう形にされて、配付されていると思いますので、1週間代でチェックして戻してもらえるとシステムではないかと。</p>
<p>事務局 副会長</p>	<p>ひと月単位ですね。渡すのはひと月。</p> <p>ひと月ですね。ですから、ひと月分を、1週間ぐらいでチェックしてもらって。</p> <p>もう少しあるのかな。時間は。</p>
<p>事務局 副会長 委員</p>	<p>時間あるんですか。もう少し余裕はあるんですか。</p> <p>前の月の5日からアップしていただきますので、それ以降に、一度、個人別に出力しまして、で、保護者に渡ってから1週間ほど日を置いてます。1週間後ぐらいを締め切りにしてから、こちらのほうで、やっぱり1週間から10日、いろいろな人に点検してもらって、回すのという形で、月末に、また保護者のほうに、控えのものが渡ると、学級のほうに掲示用として。間違いがないように、掲示用として配っています。</p>
<p>副会長</p>	<p>つまり、そしたら、その間に、その外国の子供さんが入ってきたときの対応というのは、まだ時間的にも、まだいけるんじゃないかなと思いますので、こういう詳細な具材の英語を、難しいですけども、日本のものが英語に変わるのは、なかなか難しいですけども、でも、それはそのうち、必要にはなるかなと、心構えして。アプリケーションを使えば、簡単にできるんじゃないかなと思いますけども。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>済みません、もう一点だけ、2ページ目の5番目の質問の、3番の「短くなった」。これも私も1と3は同じかなと思ったんですけど、本来の意図って、これは、どういう意図でこれは質問されたものなんですか。</p> <p>「余裕ができた」と「短くなった」というのは、同じ意味かなと、私もこうパッと見た感じ、とらえたんですけど、本来はどういう意味で。</p>

事務局 会長	<p>「余裕がなくなった」という意味です。</p> <p>あ、逆に余裕がなくなったという意味で。ああ、そういうことですね。わかりました。その方も、言っておられたということですね。</p>
事務局 会長	<p>はい。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、この点については、以上にさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして、イ. 食品ロスの削減について、事務局のほうから、御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>食品ロスの削減について、御説明いたします。</p> <p>まず、「食品ロス」とは、御存じとは思いますが、小売店での売れ残りや賞味期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食品や家庭での食べ残しなど、本来食べることができたはずの食品が廃棄されることを、「食品ロス」といいます。</p> <p>食品ロスは、近年、深刻な社会問題となっており、日本では平成27年度で約646万トン、日本人一人当たりで、毎日茶わん一杯の御飯を捨てていることとなり、学校給食としても、食品ロスについては、意識して取り組んでいかなければならない課題となっています。</p> <p>次に、資料の2番のところです。食品ロスを減らす取り組みといたしましては、学級指導や教科の学習において、栄養バランスや給食ができて上がるまでの作業、調理員の思いなどを取り上げ、食の重要性や、食への感謝について、学習する機会を持っています。また、児童会、生徒会の給食委員が中心となり、残量ゼロを目標に、お昼の放送時の啓発や残量が少ないクラスを表彰するなどの取り組みを行っています。その効果もあり、平成29年度の残食率としましては、小学校で1.16%、中学校で0.12%と非常に少なくなっています。</p> <p>3番のところいきまして、ここでは食材の配送について記載をしております。学校給食で使用する食材は、食材により、冷蔵便、冷凍便、常温便と温度帯を分け、毎回、1回で使い切る量を、各校の調理室に納品しています。食材のほとんどは当日納品ですが、作業開始時間からすぐに、皮むき、洗浄作業が必要となる根菜類については、前日に納品をしております。</p> <p>ここで懸念されますのが、今年の5月7日火曜日の給食で使用する食材についてです。この日に使用する根菜類は、10連休前に納品するため、腐りや傷みによる大量交換、いわゆる食品ロスが予測されます。また、交換作業のタイムロスにより、給食時間にも影響が出るのが予測されます。このことから、5月7日火曜日の給食は、レトルトを活用した給食、具体的にはレトルトカレーとアルファ化米を使用した給食を実施します。どちらの食材も、長期間保存ができ、食品ロスに効果がある食材とされています。</p> <p>最後に、4番のところです。学校給食は必要な栄養をとる手段ばかりでなく、児童・生徒が食の大切さを理解するための、教材としての役割も担っていることから、食品ロスについて、学校給食を生きた教材とし、学ぶ機会といたします。食品ロスの要因等を学習し、どのようにすれば、食品ロスがなくなっていくのか、考える時間を持つことといたします。</p> <p>御説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それではただいまの説明について、何か御質問・御意見等、ございますでしょうか。</p>

	<p>西宮市は、本当に食品ロスへの取り組みは、全国的に見ても非常に高いレベルで、という御説明を、以前から聞いておりますし、今回、5月7日についても、この取り組みとしては、非常にいい取り組みではないかなと思いますけれども。また、食育も、しっかりとやっていますし。何か御質問・御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>本校は、食育について、ここ数年、取り組んでまいりました。本当に残量は、ほぼゼロですね。だから、食育の勉強というのは、ごっつい大事やなというのを痛感しております。</p>
会長	<p>それは、「残量ゼロ」というのは、食育、子供たちの意識が高いということですか。</p>
委員	<p>高い。だから、ここに書いてあるように、食べ物への感謝とか、生徒会を使って、残量ゼロを目指す。これが非常に効果的というか、それが人権意識にもつながりますね、これは。</p>
	<p>西同協でも発表したんですけれども、自分を大事にするということにもつながっているもので、やっぱり食育というのは、本当に大事なことだなというのを痛感しております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。本当に西宮市を挙げて取り組んでいただいている、非常に、全国的にも誇るべき活動かなと思いますけれども。何か、PTAのほうから。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>今年は、たまたま10連休ということで、5月7日がレトルトで、いろいろそういう事情があるだけに、それはそれで仕方がないかなとは思いますが、食品ロスを減らすために、じゃあ、定期的にレトルト使用かということにはなりませんよね。それを、確認させていただきたいなと思って。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
事務局	<p>通常のゴールデンウィークであれば、交換対応等で行っておりました。根菜類についても、ジャガイモなんかは、芽が出てしまって使えないとかということで、全校が同じようなこと、状況になりますから、朝いちの作業開始のときに、それを運送会社にもう一度配送してもらうということになると、なかなか調理員さんの作業、手をとめて待っていただくというような現状が生じているのは事実でございます。</p> <p>今までは、そういう対応もしておりましたが、食品ロスというのが、皆さんがザックリ考えるような課題ではなくて、本当に何かを行動してやっついていかないといけないという時代になっております。そこで、食育の場である学校給食についても、やっぱり先頭に立って示す必要があるのかなと。その部分は、保護者の方々にも、御理解いただくと。カレーというのは、西宮市、ルーから手づくりしておりますから、そういう意味では、抵抗感であるとは思いますが、教育の面もある給食ですので、そういうことをやらせていただいて、そういう取り組みについて、みんなでやっぱり考えてもらえる一つにしたいなということと、また、こういうことが、非常にうまいこといくようになっていけば、備蓄食という形にもつながると思います。災害時、警報が出るかどうかいうときには、事前に食材を発注するのをとめることによって、今であれば、基本的には給食をとめないような状況でやっておりますので、朝警報が出れば、その食材は、引き取ってはもらえないものをお願いしてきますけど、業者も当然、納品したのに関して、一旦、それを当日、「やっぱり要らんから返す」と言われても、「いや、それは勘弁してくださいよ」と、「それ言い出したら、もう納品、これから契約できないですよ」という話になるので、基本的にはもう捨ててしまうというようなことになってしまっている部分が、こういうことをクリアーしていくことによって、事前にとめて、もし、とめているけども学校</p>

	<p>があった場合は、備蓄食を活用して給食をするので、保護者さんたちも、例えば「お弁当、当日になってつくらなくていいですよ」と、学校側も、それを気にして昼からの授業をなしにしないでいいですよとかいうことも、考えていけるのかなというところの取り組みを、まず一步ということで、捉えていただいたら、非常にありがたいのかなというふうには思っております。以上でございます。</p>
<p>委員 副会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>済みません。今のお話で、ちょっと確認したい。</p>
	<p>まず一つ目は、この10日間の連休の前には、食材の在庫は、もうゼロにしてしまっていて、休暇に入られて、そして5月7日は、こういうレトルトで開始すると。そしたら、それは、今回の今年の連休のことであって、通常は、災害時の緊急用の、何かそういう食材、アルファ米だとか、そういうものは保存されてない、ストックされてるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状、緊急時のものに関しましては、避難所となる部分については、避難者向けの部分は災害対策課で準備はしておりますが、学校給食については、そのような取り組み状況は、現在のところなっておりません。</p>
<p>会長</p>	<p>そこが、もし、災害時を考えて、給食がそういう備蓄できる食材を用意しておくということになれば、それはまた災害発災時の対応としては、すごく有効な取り組みになるという、それは全国的には、やってないですね。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>全国的には、その災害時の備蓄というのは、神戸なんかは行っていたと思います。給食で。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ですから、それはあくまでも給食の部分であって、その給食の部分を、その災害のときに利用するとかいうことではないですね。言われるように、警報時とか、そういうときのために、あらかじめ用意しているということで、ただそれを、実際、警報が出なかったりして、残った場合は1年に1回、例えば防災の日とかいうところに位置づけて、備蓄食を食べながら、防災教育をしていくというようなことは、取り組みの中でやれているところが、何市かはあるとは思いますが。</p> <p>ただ、備蓄食で行うに当たっては、まず、備蓄する場所があるのかというのが、大きな問題になっておまして、各学校に、その備蓄をいわゆる一般的な、余り出入りの少ないようなところに、そういう場所があるのかというと、各学校では、現状は厳しいのかなと。場所がないような状況ですので、ある一定の常温で保管できるような状態かどうか、衛生的によくないような、倉庫みたいなところに、そんなところに置いていいのかというような問題もありますし、また調理員に関しても、実際そういうときに、全員が出勤できるかということもあります。お子さんを抱えた調理員さんもいるので、西宮市は大丈夫でも、他市は警報が出てたら、自分自身はなかなか出勤ができないというような状況もあるとは思いますが、そういうことも含めて、通常給食の中で、示していくことで、その経験の中で、一人いなくても、何とかできそうな献立やったねとかいうことも、そういうことでわかっていくことによって、今後もう少し前に進んでいくというようなことにはなるとは考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>まあ、備蓄食、難しいですね。要するに、発災時の公務員の皆さんの、その参集率というのが、BCP計画の中には出ていますけれども、恐らく給食にそれを当てはまると、全学校児童・</p>

<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>生徒に対して、十分給食を提供できるほどの人数にはならないということあるかもしれませんが、その辺のことは、今後、御検討いただいて、備蓄食を実施するかどうかは、その学校の施設の状況を踏まえての御検討になるかと思います。</p> <p>ただ、検討すること自体は、すごく重要なことですので、引き続き、御検討いただければと思います。</p> <p>子供たちには、事前に給食だよりか何かで、「この日は、こういう事情でレトルトカレーだよ」とかっていうのは、伝えるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、家庭配付用の献立の下のところには載せます。この日の給食は、こうですよ。そして、もう一つは、事前に、同じようなタイミングで、全保護者に対して通知として、そういう取り組みで、レトルトカレーというようなことをさせていただくというような通知は、出す予定としております。</p>
<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、この議論につきましては、以上とさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは最後に、ウ.牛乳パックの取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>牛乳パックの取り扱いについて、御説明いたします。この件につきましては、ちょっと口頭のみのお説明とさせていただきます。</p> <p>昨年6月に、食品衛生法の改正がありました。法改正から準備も含めて、3年以内の施行となっており、まだ施行はされてはませんが、この改正により、原則として全ての利用者が、食品衛生上の被害の発生を防止するため、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務づけられることとなりました。HACCPとは、食品等、製造事業者みずからが、食中毒汚染や異物混入等の被害要因を把握した上で、製品の出荷に至る全工程において、被害要因を除去、または軽減させるための、衛生管理の手法のことを言います。食品等製造事業者としては食品の安全を確保するため、法改正がなされていなくても当然取り組まなければいけないことではありますが、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上のため、法律により、制度化されたものです。</p> <p>現在、学校給食の牛乳パックは、リサイクルを行っており、牛乳納品業者が各学校に牛乳を納品する際に、前日に飲み終えた牛乳パックを回収していますが、同じトラックの中で、清潔な商品と、飲み終えた牛乳パックを混在することが、HACCPの規定から外れてしまうことから、昨年6月に兵庫県牛乳協会より兵庫県の自治体へ、今年度をもって牛乳パックの回収を中止する旨の通知がありました。</p> <p>学校の事業として行っている給食で発生したごみの処理義務は、もともと学校となっております。本市の学校給食に牛乳を納めている森永乳業としましては、これまではリサイクルに協力するため回収を行っていましたが、法改正により、これまでのやり方が不可能となったことから、回収を中止する判断をしたとのことでもあります。</p> <p>本市は環境学習都市であり、平成17年より牛乳パックのリサイクルに環境学習の一環として取り組んできていることもあり、継続する方法がないか、時間をかけて検討してまいりました。リサイクルを継続するためには、新たに回収用のトラックを準備する必要がありますが、多額の費用がかかります。リサイクルに回す場合は、リサイクル事業者に、牛乳パックを買い</p>

	<p>取ってもらえますが、その買い取り価格では、到底トラックの準備費用を賄うことはできないため、市長部局も含め、関係部局に、国や県の補助費について確認等もいたしました。活用できる事業はございませんでした。</p> <p>このことから苦渋の決断ではありますが、リサイクルを継続することを諦め、今年4月より、飲まれた牛乳パックは、ごみとして処分することとしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、何か御質問・御意見ございますでしょうか。</p>
事務局	<p>なかなか難しい。牛乳パックは洗ってたんですよ。今までちゃんと。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>飛沫をどうするかと言う問題も、議論をしましたがけれども。その「洗う」という作業も、やめられるということですね。</p>
事務局	<p>はい。牛乳パックを処分するに当たりましては、できる限り、これまでどおり洗っていただくのがいいのかなというふうには、学校のほうには説明しております。ただ、洗うことが、例えばなかなかアレルギーの問題とかあるのであれば、そのままです。ごみとして出すに当たりましても、余り牛乳のおいがついた状況というのは、衛生的にもよくないと思われまますので、可能な限りで対応をお願いしたいというふうには、説明をさせていただいております。</p>
会長	<p>ごみとして処分される際にも、一定期間、どこかに置いておかないといけないということにはなるわけですね。</p>
事務局	<p>ごみとして処分する場合は、今、給食室からも毎日、給食のごみというのは、食材の部分が出ますので、それと一緒に、ごみ庫といいますか、ごみを回収する場所に、例えば小さい物置であるとか、ペールボックスであるとか、何かそういうところに入れて、保管するような形にはなっております。</p>
会長	<p>なるほど。定期的に処分されますから、特に長期間放置されて、問題が起こるということにはならないということですね。</p>
事務局	<p>ごみの回収につきましては、週2回から3回程度となっておりますので、一定期間はそこにある状況にはなってしまうという状況になります。</p>
会長	<p>そうですね。洗浄作業と、必要な。そのまま捨てるのに。</p>
事務局	<p>燃えるごみですか、それとも産業廃棄物。</p>
会長	<p>燃えるごみとして処分。</p>
事務局	<p>一般廃棄物。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>普通の黒いごみ袋に入れるとか、家庭用の40ですとか。</p> <p>袋といいますか、それは給食室で購入している袋に入れて、捨てることになります。実際問題、たたむ作業は基本的には続けていただくということになりますので。ですから、要はたたまなければ、だんだんごみの量が増えるので、今、リサイクルに回している形と同じような形で捨てていただく。洗うか、洗わないかについては、できれば洗っていただきたいというような位置づけになっています。</p>

	<p>ですから、多い学校であってもたたんで入れれば、ごみ袋で2袋か、多くて1,000人超えるところであれば、3袋までにおさまるのではないかというふうに、現場の担当からは聞いております。</p>
<p>会長</p>	<p>子供たちに、それを説明すべきかどうかは、あれですけど、確かに、費用対効果で考えると、そのまま捨てたほうが。効率的と言えば効率的。</p>
	<p>ただ、やはりその環境学習ということから考えれば、ごみ、牛乳パックは特に、その各小売店でも回収されていますし、その牛乳パックが、先々どうなるかっていうことを勉強するには、非常によい教材であるということは、かわりはありませんので、継続して、何らか方法はないかということについては、あるいは、近くの小売店さんにちょっと御協力いただけないかとか、できるところからですけれども、何か協力を仰げないかなと思うんですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>リサイクルに回すとなりますと、紙を開いた状態で、洗って乾かしてと、家庭でも出すときにされているような状況で出す必要があるということで、推奨されているやり方としましては、1カ月分ぐらい学校で保管して、1カ月まとまった時点で、リサイクル業者なりに買いとっていただくというようなことは、説明はあったんですけども、実際、学校でその1カ月分、保管して乾かしてできるかという現状になると、教職員の負担が増えてくるということと、「毎日、取りに来てくれますか」というような、リサイクル業者に相談もしましたけれど、そうすると、向こうのうまみが全くなくなりますので、そういうこともできないというお話になりまして、一定限、リサイクルに出すのであれば、そこまでのことをやる必要があるのかなというところで、西宮市で取り入れるのは困難かなということで、先ほども御説明しましたが、本当にもう苦渋の決断で、すごく悩みましたけど、そういう方針を出ささせていただいたというところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>子供たちには、何て説明したらいいんでしょうか。いいんでしょうかって、私はしないでですけど、そのことは先生方から「今までリサイクル出してたけど、そのHACCPとかっていう、その法律でできなくなったよ」と言うんですか。どうなんでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>最後に、捨てるかどうかというところが、大きく変わるということはあるとは思いますが、正直なところ、そこまで言うのが本当にいいのか、同じ流れとしてやって、処分としてはもう、「処分にかえてる」でいいのか、特に教育委員会として、今、どうしてほしいというような方針としては出してないというところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>じゃあ、子供たちに言うか言わないかは、学校のほうでお任せということで。</p>
<p>委員</p>	<p>ですね。今、低学年には、説明は非常に難しいと思うので、発達段階に応じてということになるかなとは思いますが。だから、高学年になって、そういう環境学習とかしていきますので、その中では、触れざるを得ない場面はあるかもしれませんが。幾つか検討ですね。発達段階に応じて、どこからまで説明するか。説明するか、しないかも含めて。</p>
<p>副会長</p>	<p>それは、習慣の問題なんですけども、何かもったいないって使えるものが使われなくなるっていうのが、もったいないというのがあるかと思うんですね。子供たちが、せっかくそういうのを学習してきて、「いや、それはHACCPの法律上で、これはもう焼却のごみにならざるを得ない」「だけど、ちょっと手間かけて広げて乾燥させたら、またリサイクルにいけるよ」と。そういうことも、教育の一つじゃないかなと思うんですね。ですから、それは大変なこと</p>

<p>会長 委員 会長 委員 会長 委員 委員</p>	<p>ですけど、例えば、そういう学校もあれば、捨てる学校もあってもいいのかなど、学校側のそういう、先生方大変だとは思いますが、市で決めてほしいと思われるとは思いますが、そういう何か一つの法律が変わったときの、何か子供たちに教育をする材料にもなるんじゃないかなとは、今、思ったんですけど。</p> <p>ちょっとこれはもう、一教育大学の組織にいる者の、その一番第一線の先生方はもう大変なので、一つの案として、お聞きいただければと思います。</p> <p>何かこう、腑に落ちない、そうですねとは、なかなかこう。</p> <p>けども、これは、こういう事情で捨てる。</p> <p>おとなの事情がある。</p> <p>おとなの事情で、その辺やっぱり。</p> <p>世の中の事情がある。</p> <p>現実、やっぱり本校でも、その牛乳パックに一切さわらせないというの、当然あるのですね。アレルギー。</p> <p>アレルギーで。その辺の絡みもあるのでね、だから「開いて」と言っても、できる学年、できない学年、絶対しちゃいけない子供が、いろいろな面でもあるのでね、そのあたりとの兼ね合いも考えてということになるかなと思います。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>もちろん、そうだと思います。</p> <p>まあ、何か有効な方策を、学校のほうから御提案いただくようなことも、考えていただいて、これで終わりじゃなくて、何か、この問題については、継続して、検討しますという形で、審議会としては納めたいんですけども、どうでしょうね。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、言いますように、本当に大きな、急に言われたようなとこなんです。兵庫県下の自治体も、すごく混乱しております、「本当にどうするの」というところで、環境学習というような面から、継続せざるを得ないという考えをくだす市もあると思いますし、実際、お金が本当にかかる中で、「そこにお金をかけるのであれば、違うことにもっとお金をかけるべきところがあるでしょ」と言われるとこも現実的にあると思います。</p> <p>ただ、そういう中で、西宮市としては、大きい規模の市になりますから、本当にやっているとすると、10万や20万という額ではなくて、数百万単位のお金がかかるということなんです。毎日、それを取りに行くということになりますから。ですから、そこを考えたときには、すぐに、その財源を捻出することは、困難であったという現状があって、こういう決断をしたと。</p> <p>ただ、これをもって、「終わり」ということではなくて、各市も含めて、何か打開策がないのか、こういうことを、やっぱり牛乳協会に対しても、「やっぱり考えてほしいですよ」ということは、引き続き伝えていく流れにはなるとは思いますから、ただ、それが今までの形に戻るかどうか、いつ戻るかどうかまでか、ちょっとわからないですけども、ただ、継続して、そういう部分については、兵庫県下の自治体でも、しっかりと協議を継続していくような課題であることは、間違いないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今の一言を、いただきましたので、継続して取り組んでいただきたいということで、よろしいでしょうか。</p>

事務局 会長	<p>それでは、本日の議題は、以上で終了となります。</p> <p>そのほか事務連絡等、事務局のほうからお願いします。</p> <p>事務局からはございません。</p>
事務局	<p>それでは、これをもちまして、審議会を終わりたいと思いますが、私、最後、一言、御挨拶させていただきますよろしいですか。</p> <p>済みません。実は8月から1年間、在外研究という形で留学することになりまして、事務局のほうとも御相談させていただきましたけれども、委員会のメンバーと言う形で、そのまま引き続き、私は委員は務めさせていただくんですが、1年間、お休みさせていただくということにはなりません。これについて、事務局のほうで、何か御対応が。</p>
会長	<p>今、通常、年2回、行っておりますので、また、この後、会長にも御相談させていただきますけれども、いつからというところまで詳しく聞かせていただいて、2回全部が無理なのか、例えば1回だけは可能なのかも含めまして、御相談させていただいて、この仕組みとなりまして、会長が不在のときは、副会長が、その職務を担当していただくということになりますので、また、副会長には、この終わった後に、その後の動向を説明していただく流れとなっております。</p>
事務局	<p>はい。わかりました。</p> <p>ということですので、済みません。1年間、不在とさせていただきますけれども、引き続き、学校給食には非常に関心を高く持って、私も協力させていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。</p> <p>今日は、審議会、これで終わります。どうもありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>